



◆◆自分を・まわりの大切な人たちを守るため◆◆

忘れず受けよう 予防接種

予防接種とは

はしかやポリオ、百日せきのような感染症にかかる前に、ウイルスや菌が作り出す毒素の力を弱めて作られた「ワクチン」を接種して、病気に対する抵抗力（免疫）をつけ、感染症の発病や重症化を予防するための処置を「予防接種」といいます。下記の「登米市の予防接種」で時期や対象を確認し、計画的に接種しましょう。

定期接種と任意接種

予防接種には、予防接種法に基づいて市町村が実施する「定期接種」と、接種者の希望により受ける「任意接種」があります。

「定期接種」については一類と二類の疾病に分けられ、それぞれ対象となる病気、ワクチンの種類、受ける年齢、期間などが定められていますので注意しましょう。また、定められた期間内に接種を受けた場合、無料（二類は一部自己負担あり）となります。

「任意接種」は定期接種以外の予防接種で、本人・保護者の希望により接種を受けるものです。「任意接種」のワクチンは個人負担のため、経済的な理由で接種しないでしまう人もいるかもしれません。しかし、ワクチン接種で予防可能な感染症による死亡、重症化、後遺障害などを防ぐためにも、かかりつけの先生と相談しながら、ワクチンを接種しましょう。また、市では6種類の任意予防接種に全額または一部助成をしています。

登米市の予防接種

【定期予防接種】

予防接種の種類	対象者	接種回数	
BCG	生後6カ月未満	1回	
ジフテリア・百日せき・破傷風	1期初回	生後3カ月～90カ月未満	
	1期追加	生後3カ月～90カ月未満 ※1期初回終了後、12～18カ月後に接種	
ジフテリア・破傷風	11歳以上13歳未満	1回	
ポリオ	生後3カ月～90カ月未満 ※集団接種を実施しています。	2回	
麻しん・風しん	1期	生後12カ月～24カ月未満	
	2期	小学校就学前の1年間(平成18年4月2日～19年4月1日生まれ)	
	3期	中学校1年生に相当する年齢の人(平成11年4月2日～12年4月1日生まれ)	
	4期	高校3年生に相当する年齢の人(平成6年4月2日～7年4月1日生まれ)	
日本脳炎(※1)	1期初回	生後6カ月～90カ月未満 ※1期初回終了後おおむね1年間隔をおく	
	1期追加		
	2期	9歳以上13歳未満	
二類疾病	インフルエンザ	①65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満で心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人	1年に1回 助成額 3,000円

(※1) 日本脳炎特例措置として、平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの人は20歳未満までの間、定期予防接種として接種できます。

【任意予防接種】

予防接種の種類	対象者	接種回数	助成額
子宮頸がん	中学1年生～高校1年生に相当する年齢の女子(平成8年4月2日～平成12年4月1日生まれ(※1))	3回	全額
小児用肺炎球菌	2カ月～5歳未満 ※今年度から対象者が7歳未満から5歳未満に変更となります	1～4回	全額
ヒブ(Hi b)	2カ月～5歳未満	1～4回	全額
おたふくかぜ	1歳以上～7歳未満(※2)	1回	3,000円
水痘		1回	3,000円
高齢者肺炎球菌	①65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満で、呼吸器疾患の身体障害者手帳を持っている人(接種する際は、身体障害者手帳を医療機関に持参してください) ③60歳以上65歳未満で、医師から慢性呼吸器疾患の診断を受けている人	1回	3,000円

(※1) 高校2年生～高校3年生に相当する年齢の女子については、平成24年3月31日までに1回以上接種している場合に限り、平成24年度も助成の対象となります。

(※2) 7歳未満であって、小学校に就学する年の3月31日までが対象となります。

—ドクターに聞く 予防接種の重要性—

■乳幼児への接種は早めに相談を

ワクチンで防げる病気は、現在ではワクチンの効果もあり、あまり目にすることがないかもしれませんが、今でも子どもの命にかかわる重大な病気です。

日本でも毎年多くの子どもたちが感染し、重い後遺症で苦しんだり、命を落としたりしています。防げる病気は限られていますので、ワクチンで防げる病気だけでも防いで、大切な子どもたちの命を守りましょう。

従来のワクチンに加えて、近年髄膜炎予防のヒブや小児用肺炎球菌、ロタウイルス(経口生ワクチン)、不活化ポリオ(平成24年秋からの予定)のワクチンなど、乳幼児に勧められるワクチンが増えています。

登米市では県内でも早くから、ヒブや小児用肺炎球菌ワクチンが全額助成になっていきます。日本ではこれまでの行政上の経緯から、定期接種と任意接種とに別れていますが、定期接種と任意接種とでワクチン自体の重要性や副

作用の危険性に差があるものではないです。

任意接種ですが、ロタウイルスワクチンは生後6週からヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンについては生後2カ月齢以上から受けられます。また、生ワクチンを受けると、次のワクチンとの間隔を27日以上開ける必要があります。

不活化ワクチンは6日以上開ける必要があります。接種の予定を立てやすくするため、同時接種も行われています。このようなことから、乳幼児期の早い時期からワクチン接種の予定を立てることが必要になってきています。対応可能なかかりつけ医、保健師に早めにご相談ください。

登米市民病院小児科医師 黒羽根郁夫



【問い合わせ】

市民生活部健康推進課 健康推進係

☎ 0220 (58) 2116

子ども入院医療費助成制度の助成実施期間が延長されます



小・中学生が病気やケガなどで入院した際の医療費(健康保険が適用となる診療のみ)のうち、自己負担額を市が助成する「子ども入院医療費助成制度」が、平成21年7月1日から平成24年3月31日まで実施されてきましたが、子どもたちの健やかな成長と子育て家庭における経済的負担の軽減を目的に、平成27年3月31日まで延長されます。

◆助成の対象となる人

◆市内に住所を有し、小・中学生の児童・生徒を養育する保護者

※他市町村助成制度の対象者や、心身障害者医療費の助成を受けている人は助成対象から除かれます。

また、次に該当する場合は助成対象外となります。
◆生活保護を受けている世帯
◆助成を受けようとする児童の保護者の所得が次に定める額以上の場合【表1】

◆助成の対象となる医療費

対象となる児童・生徒が、平成21年7月1日以降に入院した際の医療費の自己負担額分(保険診療のみ)が助成の対象となります。(入院時の食事療養費や容器代、診断書代などの保険診療以外のも

【表1】子ども入院医療費助成制度の所得制限限度額

扶養親族の数	所得制限限度額	扶養親族の数	所得制限限度額
0人	3,401,000円	4人	4,921,000円
1人	3,781,000円	5人	5,301,000円
2人	4,161,000円		
3人	4,541,000円		

※扶養親族の数は、税法上の扶養親族数のことを表しています。

◆申請方法

次の書類を持参のうえ、最寄の総合支所市民課に申請してください。

◆対象となる児童・生徒の健康保険証
◆保護者名義の通帳
◆印鑑(スタンプ式以外)

◆入院した医療機関の領収書 または助成申請書への証明 ※当該年または前年の1月1日に住所が市外にあった場合は、前住所地の交付した所得証明書

【問い合わせ】

市民生活部 国保年金課 ☎ 0220 (58) 2116